平成３０年度「ごみ減量・リサイクル推進週間」実施要綱

１．名称

平成３０年度「ごみ減量・リサイクル推進週間」

２．趣旨

国民の生活様式の多様化や消費意識の変化等により排出されるごみは多岐にわたっており、また、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫など廃棄物処理をめぐる現状は厳しいものがある。さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

これらのことを踏まえ、ごみの適正な処理とごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等発生量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の実現を図ることが重要な課題である。

循環型社会の実現に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、各種個別リサイクル法及びグリーン購入法等が制定されるとともに、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成２５年５月閣議決定）が策定されている。

この中で、地方公共団体の果たす役割について、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められているところであり、特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められるとされている。

また、国民や事業者についても、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮した事業活動への変革を進めていくことが求められている。

こうした諸制度の整備、適正な運用と併せてごみの減量とリサイクルの推進に向け、国民、事業者及び行政が一体となり意識の高揚と取組を推進していくに当たり、今年度も、５月３０日から「環境の日」である６月５日までの１週間を「ごみ減量・リサイクル週間」として定め、広く国民や事業者に対してごみ減量やリサイクルに関する具体的な方策等について普及啓発するための各種事業を積極的に展開することとする。

なお、当該期間においては、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」も実施しており、３Ｒの推進と不法投棄等の防止を総合的に実施するとともに、持続可能な社会経済への転換のためには、循環型社会づくりと併せて低炭素社会づくりを目指す必要があることから、「ごみ減量・リサイクル週間」の各種事業は、これらと連携して総合的に展開するものとする。

また、必要に応じて河川管理者や港湾管理者等にも事前に情報提供するなどして、地域全体として効果的な取組が行われるよう努めるものとする。

３．期間

平成３０年５月３０日（水）から６月５日（火）までの１週間とする。ただし、地域の実情により、この期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。

４．実施方法

地域の実情を踏まえて以下の事業を展開する。

ア　広報誌等による啓発普及、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する広報活動

イ　ごみの集団回収イベント（クリーン作戦）の実施

ウ　古物市（フリーマーケット）の開催

エ　研修会や学校における出前授業の実施

オ　清掃センター等関係施設の見学会の開催

カ　作文・絵画コンクールの開催

キ　その他これらに類する事業